

第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 令和元年10月10日（木） 午後2時～4時

会 場 松村ビル別館 502会議室

【次 第】

1 開 会

2 議 事

(1) 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議）

(2) 景観制度の見直し検討について（審議）

(3) その他

3 閉 会

<資料>

資料1：市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について

資料2：景観制度の見直し検討事業について

資料3：創造的イルミネーション事業について

【第18回 横浜市都市美対策審議会 政策検討部会 名簿】

		氏 名	現 職 等	出欠
1	部会長	西村 幸夫	神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究機構長・教授／東京大学名誉教授（都市デザイン）	
2	委員	大西 晴之	横浜商工会議所	欠席
3	〃	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン担当）	
4	〃	鈴木 智恵子	公益財団法人日本文藝家協会会員	
5	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授（景観）	欠席
6	〃	関 和明	関東学院大学名誉教授（建築史）	
7	〃	中島 美紅	公募市民委員	

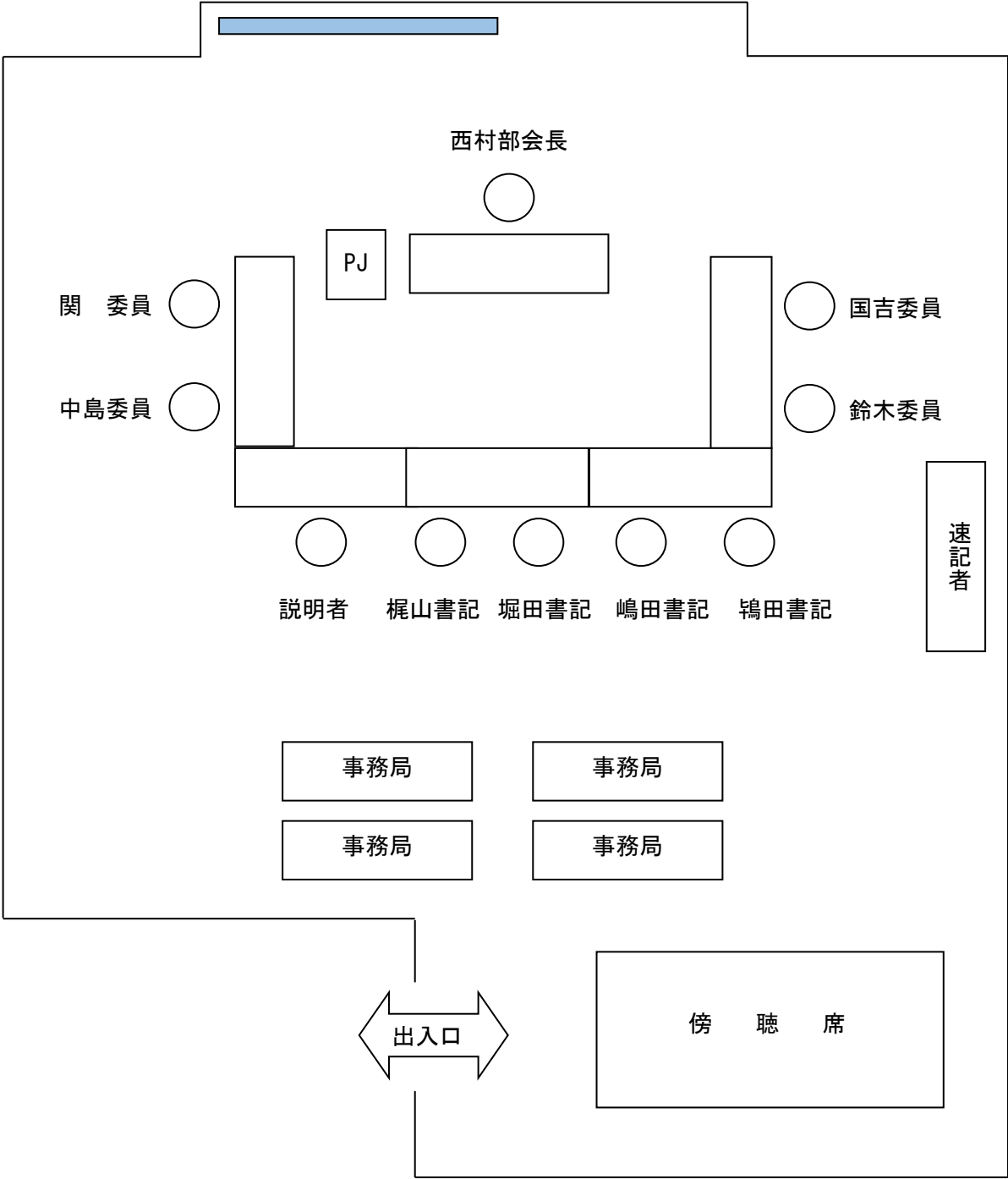
8	書記	堀田 和宏	都市整備局企画部長
9	〃	嶋田 稔	都市整備局地域まちづくり部長
10	〃	梶山 祐実	都市整備局企画部都市デザイン室長
11	〃	鴫田 傑	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

[2019.9]

【第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日 時 令和元年10月10日(木) 午後2時～4時

会 場 松村ビル別館 502会議室



横浜市都市美対策審議会政策検討部会への付議を行う案件について

横浜市都市美対策審議会条例

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 特定地域の建築物の美観に関すること。
- (2) 都心地域の建築物の美観に関すること。
- (3) 郊外地域の建築物の美観に関すること。
- (4) 建築物の形態及び色彩等に関すること。
- (5) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号)第25条第3項、第28条第4項及び第30条第5項の規定に基づく市長への意見の提出に関すること。
- (6) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号)第6条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)、第9条第4項、第14条の2第2項、第14条の3第2項、第14条の4第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第15条及び第19条第3項の規定に基づく市長への意見の提出に関すること。
- (7) その他都市の美観の向上及び魅力ある都市景観の創造に関すること。

横浜市都市美対策審議会 政策検討部会設置要綱

(審議事項)

第3条 政策検討部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 都市デザイン施策に関する事項
- (2) 大規模な開発事業等、主要プロジェクトにおける都市デザイン調整に関する事項。ただし、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号)第6条第2項及び第15条の規定に基づく市長への意見の提出に関しては、会長が、部会の審議を必要と認める事項。
- (3) その他市長が必要と認める事項

横浜市都市美対策審議会 景観審査部会設置要綱

(審議事項)

第3条 景観審査部会は、次に定める事項について審議する。ただし、他の部会において審議する場合においてはこの限りではない。

- (1) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号)(以下「景観条例」という。)第6条第2項及び第15条の規定に基づく市長への意見の提出に関し、会長が、部会の審議を必要と認める事項
→都市景観協議地区の策定・景観計画の策定(景観条例の規定により、「変更」の場合も準用)
- (2) 景観条例第9条第4項の規定に基づく市長への意見の提出に関する事項
→景観協議地区内での特定都市景観形成行為(※1)の協議方針決定時
- (3) 地区計画の規定に基づく市長への意見の提出に関する事項。ただし、軽微な増築等を行うもので、かつ周辺への影響が微細な建築として、景観審査部会で定めた基準に適合する事項は除く。
→地区計画で形態意匠制限を条例化する場合(※2)
- (4) 景観条例第14条の2第2項、第14条の3第2項、第14条の4第3項及び第5項の規定に基づく市長への意見の提出に関する事項
→特定景観形成歴史的建造物の指定、解除、保存活用計画策定時、保存活用計画変更時
- (5) その他市長が必要と認める事項

※1 特定都市景観形成行為

関内	(1) 高さが45mを超える建築物の新築、移転 (2) 建築物の、高さが45mを超える部分の、外観変更（見付面積）が過半となる修繕等 (3) 最上部高さが地上45mを超える工作物の新設、増築、移転、外観変更を伴う改築 (4) 最上部高さが地上45mを超える工作物の、外観変更（見付面積）が過半となる修繕、模様替、色彩変更
MM中央	(1) 高さが100mを超える建築物の新築、移転 (2) 建築物の、高さが100mを超える部分の、外観変更（見付面積）が過半となる修繕等 (3) 最上部高さが地上100mを超える工作物の新設、増築、移転、外観変更を伴う改築 (4) 最上部高さが地上100mを超える工作物の、外観変更（見付面積）が過半となる修繕、模様替、色彩変更
MM新港	(1) A地区（陸側）で高さが31mを超える建築物の新築、移転 (2) B地区（海側）で高さが20mを超える建築物の新築、移転 (3) A地区で建築物の高さが31mを超える部分の、外観変更（見付面積）が過半となる修繕等 (4) B地区で建築物の高さが20mを超える部分の、外観変更（見付面積）が過半となる修繕等 (5) 土地に定着する工作物で高さが20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から31mを超えるものの新設、増築、移転、外観変更を伴う改築 (6) 土地に定着する工作物で高さが20mを超えるもの又は建築物に定着する工作物で当該工作物の最上部の高さが地盤面から31mを超えるものの外観変更（見付面積）が過半となる修繕、模様替、色彩変更

※修繕等：増築、改築、修繕、模様替、色彩変更

※2 地区計画での形態意匠制限の条例化

○意見聴取の時期について

- ・一定規模以上の建築物等は、認定にあたって都市美の意見を聴く。（地区計画条例第25条第3項）
- ・地区計画の策定段階で制限内容などを定める際にも意見を聴く。

○意見聴取対象の考え方について（第110回横浜市都市美対策審議会資料より）

- 1 2号再開発促進地区内で、高さ100mを超えるもの
- 2 1に掲げる地区以外に建築するもので、高さが市街地環境設計制度の緩和限界を超えるもの
- 3 その他周辺景観に与える影響が大きいことなどから市長が特に必要があると認めたもの

※学識経験者等による組織等により、専門的な観点から景観に関する意見を聴いた場合等は都市美対策審議会への意見聴取を行わないことがあります。

第17回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	1 横浜市景観ビジョンの改定について（審議）
日時	平成30年5月30日（水） 9:30～11:30
開催場所	松村ビル別館502会議室
出席委員（敬称略）	西村幸夫（部会長）、大西晴之、国吉直行、塩田久美子、鈴木智恵子、中津秀之
欠席委員（敬称略）	加藤仁美
出席した書記	書記：堀田和宏（都市整備局企画部長）、嶋田稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局都市デザイン室長）、鵜田傑（都市整備局景観調整課長）
説明者	議題1 山田渚（都市整備局都市デザイン室 担当係長）
開催形態	公開（傍聴者0名、記者0名）
決定事項	議題1：本日の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。
議 事	<p>1 横浜市景観ビジョンの改定について（審議）</p> <p>議題1について、事務局から説明を行った。</p> <p>○西村部会長 1つ確認です。実践ガイドと本編は別の冊子として配るのか、一体のものになるのですか。</p> <p>○梶山書記 両方を一遍にもとれるし、個別にもできるという形にはしたいと思っております。</p> <p>○西村部会長 PDFのような形でネットに掲載するというのがメインの形になるわけですね。</p> <p>○梶山書記 はい。</p> <p>○西村部会長 わかりました。市民意見募集にかける前、この部会としての最後の議論になります。ただ、この後、全然訂正できないわけではないので、コメントをいただければと思います。</p> <p>○塩田委員 全部説明いただいて、第1、2章がすごく充実しましたので、この改定に対する思いとか、何を目標として改定するのか、その辺の主張がすごくはっきりと見えてきて、とても全体の完成度が上がったという印象を持っております。</p> <p>一方、熟度に差がある部分が逆に目についてくるのではないかと思います。1つ気になっているのは、第3章の「横浜らしい景観をつくるポイント」です。この10のポイントの、それぞれについての詳しい説明をされている部分まではとても具体的にわかりやすくいいのですが、横浜市は広範な市なので、いろいろな特徴を持った地域があると思います。46ページ以降の「臨海部」とか、それぞれの地域に分かれて記述されていく段階において、10のポイントの中でどこに一番重きを置くのか、その地域ごとに10のポイントに立ち返ってみることができないのかという印象を持ちました。例えば夜間景観などというものは、郊外の住宅地においてはあまり関係がないかもしれないものですし、地域ごとのこの断面図を入れた説明を読んでいく中で、10のポイントの、これはどこに結びついているのだなというのが見えるようになってくると、全く白紙の状態での本を見た人でもとても見やすくなって、理解の助けになるのではないかと思います。</p> <p>横浜らしさというその言葉に関連してもう一つ。実践ガイドについて、いろいろな事例を挙げていただいて、大変参考になる実践ガイドになっていると思いますが、実践ガイドだけ単独で読む形にもなり得るということですので、実践ガイドのほうにも横浜らしさとはこういう景観ですという定義づけが書かれていないと、これだけがひとり歩きしたときに少し片手落ちになってしまう部分があるのではないかと思います。その定義づけがない中で、事例の②のところの北仲の事例の題目に「横浜らしさ」というところが1つだけついてしまっていて、これが最も横浜らしさを代表する景観なのかという形になってきてしまうと思います。そうではなくて、各地域の魅力が相まってできる横浜市の景観ということだと思うので、その辺をもう少し整理されるとよりよくなるのではないかと思います。</p> <p>○西村部会長 本編の第3章の10のポイントと地域別の断面図の関係についてと、ここでの「横浜らしさ」と本編の第3章と実践ガイドとの関係です。</p> <p>○梶山書記 10のポイントと地域別のところで、うまくリンクさせていきたいとは思っていますが、かなり重なる部分があります。入れ方が、1対1だと結構入れやすいのですが、いろいろなところがかぶっていま</p>

す。例えば歴史などでいきますと、全市どこでも出てくる可能性もあつたり、対にするのも難しいところもありますので、こういった形でわかりやすくできるかというのはまた検討させていただければと思っております。

次に、2つ目でご指摘がありました、実践ガイドだけを見る方に位置づけがきちんと示せたほうがいいのではないかということ。あと、それがいい中で、横浜らしさというのが②番のところだけに出てきてしまっているの、勘違いをされる方もいらっしゃるのではないかということもあるかと思えます。まず、3ページについては、実践ガイドを見た方が、位置づけなどを見る時に、本編のほうを見てくださると誘導がきちんとできるように意図していたのですが、そういったことをもう少しわかりやすい形で整理させていただければと思っております。

あと、確かに2番の名前が、横浜らしさというのがここだけになってしまうのは多分違和感があると思えますので、これは題名自体も少し整理させていただければと思えます。

○西村部会長 関連して、先ほどの3ページに絵がありますが、横浜市景観ビジョンという本編と実践ガイドがあって、その表紙の写真とか何か、対応できるようになって、この2冊がセットですというのがわかればもう少しわかると思えます。

それからもう一つは、本編のほうの36ページの10のポイントというのは、以前からあるものを踏襲しているのですか。これは確認です。

○梶山書記 今ある平成18年の改定前のビジョンにつきましては、7のポイントというところで、これと少し違いますが、テーマ別に入れてあります。テーマごとのということで、今あるものが、魅力的な街並みの形成、快適な歩行者空間の景観形成、歴史的景観資源の保全と活用による景観形成、水と緑の保全と活用による景観形成、屋外広告物の景観的配慮、生活空間の景観形成、最後に、想像力がかき立てられ、物語性が感じられる景観形成ということで、実際は今回の10のポイントとほぼ重なっているところが多いです。そこで抜けていたところ、例えば夜間景観とか、そういったものを追加させていただいて、新たに10のポイントで整理させていただいたというものです。

○西村部会長 これはこの政策検討部会で長い間、議論してきたので、この形でまとまったということですよ。

○梶山書記 そうです。

○大西委員 私は非常によくまとまっているという感じが第一印象でございます。少し伺いたいのが、横浜市においても人口減少ということが、地域によって増えるところもあるだろうし、また減るところもあるだろうし、そういう人口的な動きというものも多少でも今後、加味していくのかということが1点です。

それから、公共インフラが大体、更新時期にきています。それに合わせてこういう景観や他のことも、より整備できるような配慮や要素が入っているのかどうかということです。

さらに、私は商工会議所を土台にしているものですから、毎年、会員の方から何に困っているのかアンケートをとっていますが、ここ数年、圧倒的に第1位が人手不足の問題です。経済においても、人手が足りない。横浜市さんも大企業とか研究所の誘致や何かを、補助金等を含めて積極的にやっていただいて、実績も出て、それはそれで非常にありがたいことだと思うのですが、これからは先ほど人手が確保できないから横浜には進出できないとかになるとまた大変なことになると思うので、その辺の人手不足や、人口減少の改善策の関係です。都市間競争の中でも、横浜というのは、ある調査によると今年第1位になったというように、イメージがいい要素は何かということも1つの要素として精査する必要があるのではないかと。横浜らしさという言葉はさんざん出ていますが、横浜らしさというのは私も明確によくわからないのです。でも、そういう横浜らしさが総合的には評価されて、住みたい街の第1位ということになっているのですが、景観とも無関係ではないと思えますので、その辺のことはどうかということでございます。

○西村部会長 大問題ですが、どうですか。

○梶山書記 非常に大きな課題ですので、景観を良くしていくところだけでは当然そういった課題解決は難しいと思えます。ただ、景観を良くしていくということも、今回この景観ビジョンを策定するに当たりまして、関係部局とも議論してやらせていただいておりますので、当然そういった、例えば経済系のお話、あと公共施設の整備、道路、公園部隊、そういったところとも一緒に景観ビジョンを活用しながら、維持管理の問題とか、人口減少にどう対応していくか、あとは経済的に集客をどうやっていくかということも含めて、当然これだけではできませんが、一体となって進めていきたいと思っております。あと先ほど言った、横浜らしさの1つがこういった景観、町並みということは先ほどのアンケートでも出ているとは思いますが、うまく生かしながら事業が実際にうまく動いていけるように調整していくという形はとっていきたく

思っております。

○大西委員 よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 あと、インフラの関係はどうか。インフラの更新時期なので、行政としてもやれることはあるのではないかとということですよ。

○大西委員 例えば電柱の無電柱化であるとか、最終的には共同溝みたいなことは当然、検討もされているのではないかと想像するのです。

○梶山書記 実は景観ビジョン以外の話で、先ほど言った無電柱化の検討とか、景観に配慮した検討というのは各部局で実際に行われておりますし、その中でうちの部署も一緒に入ってやらせていただいているという状況にあります。ですから、あくまでもこの景観ビジョンで全てを解決するわけではございませんが、各部署でやっている事業の中で景観ビジョンの趣旨とか、そういったものをうまくお伝えしながら一緒にやっていければとは考えております。

○鈴木委員 私はこれを拝見しまして、横浜の景観ということですが、横浜景観主義とでも申しましょうか、何か景観によって市民や訪れる人の幸福度がアップするような感じが、本編も実践ガイドのほうも通じて、よくあらわれていると思いました。ソフトな言い方で、これは事業者の方なども一緒にやっていく仲間として取り扱うというか、例えば対立しがちな事業者の方などもそういう目線でソフトに訴えているということは非常にいいのではないかと思います。ですから、景観というと、一般の市民の方は少し取っつきにくいところはあるんですが、結局、「景観づくりが、横浜を豊かにする」という本編の最初の日本大通りの写真とともにある、景観とは市民の幸福度アップにつながる大きな要素ですということが伝わればいいのではないかと思います。

あと、細かいところは、先ほどの経済の視点も大事ですが、経済だけではないということがわかってもらえればいいのではないかと。そのように変わっていくと思うのです。これから人口も減りますし、いろいろと社会資本も老朽化などをしまして、そういうときにこの景観づくりというのが、根本のベースにこの良好な景観があると、横浜のブランド力も維持できると思いますし、そういった点では大きな横浜の要素かと思っています。

これは事業者の方や市民の方に手にとってもらうのが一番の主眼だと思いますが、先ほど大西委員がおっしゃっていましたように、当然いろいろな課題があるわけです。市としてもさまざまな課題があって、それを解決というか、そういうことを考える際に1つ、市役所の担当者の方々が、景観というののもいつも頭の片隅に置いていただけるようなものとして使っていただくといいのではないかと思います。もう経済優先主義だけではやっていけないと思いますので、そういう点でソフトに訴えかけていると思います。

○中津委員 コメントする前に、資料の1-1ですが、こういう時間の流れを資料化するときは、何年の何月かを書いていただけるとうれしいです。第14回政策検討部会、これは何年の何月でしたか。

○梶山書記 平成29年7月です。

○中津委員 本当は西暦のほうが私はうれしいですが、そういうものを少し入れていただくとわかりやすいというのがあります。それと、山田係長に力説していただいた説明ですが、大筋はもう変えられないという前提で聞いていたので、私はどちらかという学生の論文の誤字脱字をチェックするかのよう、フォントがおかしい、この図は逆でしょう、そういう目でチェックすると、今、簡単に数えて25ページぐらいチェックしてしまいました。後で個別に説明します。

1個だけ気になったのは、本編の14ページです。景観づくりの系譜のこの文章の内容ですが、もう少しここを詳しく書いたほうがいいかなと思いました。いろいろなプロジェクトや都市デザインに関することが書いてありますが、行政上の組織の変更など、もう少し大まかな流れをつかめるようなものができればいいのではないかと、そういうものが実は市民のプライドにつながるのではないかと考えています。例えば6大事業を誰が発案したかとかは書く必要はないのですが、そういうものを打ち立てた中でどのように行政が、つまり、一般的には縦割り行政といわれているところを横につなぐような部局をつくったということが、ともかく当時の1960年代の日本の行政の中では非常に先進的であったということです。それによってこの6大事業がどのように街全体をコーディネートすることにつながったか、その延長上にいろいろと創造まちづくりみたいなものがあったり、徐々に行政が市民に命令するような世の中から、市民が先進的に街を変えていくような動きを推進するようになってきたか。そのような大まかな、他の都道府県、市町村と違うようなことをやってきたということがもっとわかりやすく、図を含めて、インフォグラフィックスを含めて、何かそういう流れの中にいろいろな、この6大事業とはこういうものです、こういうプロジェクトはこんなものだというものがちりばめられるようなページのデザインということです。

一個一個を見るとどこかに書かれてはいますが、6大事業というのは結構大きな、ある種のイベントだったわけです。これがずっと同じ大きさのフォントで書かれていることとか、それと都市デザインということがふっと書かれていますが、都市デザインということやプロジェクトなど、いろいろなことがあったと思いますが、そういうのは実は行政のシステムの中で非常に重要なコーディネーター業務を果たすような部局の名前にもなっていたりします。そのあたりをもう少し、行政の皆さんのアピールみたいなことも含めて書かれたほうがいいのではないかという気がしました。それを知ることによって市民は、自分たちはほかの街とは違う街で暮らしているのだと。自分たちの住んでいる街の行政の人たちはこのような特殊な歴史を背負って、今、市民が主人公として生活できるような暮らしをサポートしてくれているのだということが、市民と行政とのコラボレーションの中では非常に重要な基礎知識かなという気がしました。

○梶山書記 このポイントというところは、先ほど中津先生からもご指摘があったとおり、文章だけ延々と書いてあるので、そのポイントがわかりづらかったかもしれません。その辺はどう言ったらアピールしたいポイントが前面にきちんと出せるかというような、表現の仕方とかはまた考えさせていただいて、基本的にはこれまでの流れの中で、横浜の強みというところをなるべく積極的にPRしていきたいとは思っておりますので、少し検討させていただければと思います。

○中津委員 要素は2つです。縦割り社会を横につなぐようなシステムになったことと、行政主体だったのが市民主体に変わっていったということで、その周りにいろいろと枝葉がついていくということかと思えます。

○西村部会長 確かに本編の14、15、16ページあたりは文字がずっとあるので、他がビジュアルに書かれている中では少し固い感じがします。こちらの実践ガイドの最後のほうでは、「ワクワクする」とかまでビジュアル化しているのに、これとすごく差があるという感じがします。少し工夫できるかもしれないと思います。

○国吉委員 中津先生が今おっしゃったところで、全体を、今どこまで来ていて、次にどのように狙っていくのかみたいなのが市民の方にも認識していただく上で重要だと思いますし、行政の職員の人でも理解するのが重要だと思います。それで、縦割りから横割りへということと、事業を調整するということから、事業者あるいは市民が主体となってつくようになってきている時代が誕生しつつある中で、景観づくりをどうしていくかということなのかなとは思っているわけです。その辺のことが全体としてベースに出てくるようにしたほうがいいと。

そうしたときに、「景観づくりの事例と方法」というところで、創造的協議と身近な景観づくりのヒント集という2つに分けているわけですが、別の説明のほうでは、事業型のものとはそうでないものという分けをしていて、それは言葉と実際とは少し違うと思います。ですから、そのように書けばわかるのですが、創造的協議という言葉は、都市整備局の手法として重視してきたわけです。そのこととこの創造的協議というのが重なってくるわけですが、そうした場合の事例として挙げるなら、こういう挙げ方でいいのかどうか。挙げたものはすばらしい事業ばかりで、北仲は創造的協議かもしれないと思いますが、他については協議というよりも、むしろ事業者と主体的に取り組んだことが多く、行政もフォローしましたぐらいの感じで、協議なのかどうかというのがわかりにくい。むしろ協議と言わなくても、民間主体で提案したものもフォローするもののように感じられます。どうしても協議というと、72ページの頭のところに「創造的協議」とは、どのような景観が望ましいかを市民や事業者のみなさんと…」と書いてありますが、私の感じでは、主語は「市」と明示した方がよいのではないかと思います。

○梶山書記 72ページの文章だと、主語が「市」と読めてしまう感じがありますが、16ページの後ろの段落の「創造的協議」とは…」というところが趣旨です。創造的協議とは、あくまでも行政がやるということを用意してなくて、市民間とか事業者間とか、もちろん3者が合わさって、横浜らしい景観とか共通の目標を設定して、よりよい景観のアイデアを出すということを用意したものが「創造的協議」であることを出したかったのです。ですが、今の72ページですと、行政がやっているものが創造的協議のように見えてしまう書き方にもなっていますので、16ページのようなイメージに変更を検討します。

○国吉委員 それでいいのかどうか。これまでは各担当部局が創造的協議を行いますと言っているわけです。その話はいろいろな創造的協議のうちの1つだということなのですか。

○梶山書記 はい。

○国吉委員 一般的には各担当課が行っているのが創造的協議と強く言っていたから、それがわかりにくいんです。景観条例の協議制度がありますよね。そこに創造的な協議という言葉を使っているわけです。梶山さんが今おっしゃるようななら、行政と民間と事業者の間で行う場合でも創造的協議を行うし、民間でも創造

的協議を行うということをもう少しわかりやすくした方がいいかと。協議というと、行政の手法みたいな感じで一般的に捉えるのではないかという感じがして、それが誤解のないようにしたほうがいいと思います。

○梶山書記 行政が景観制度などでやっている協議は創造的協議だと思っていますが、それに限定することは実は意図していません。先ほど16ページで示したようなことを意図していたのです。事例で書いてあるこういったものも、もちろん民間側が主体的にこういった提案をしていて、中には行政側との協議は必ず必要になってくる部分があります。そういう意味では、誰が主体になったかという重みづけとしては、民間がかなり主体でやったとか、行政側が主体でやったかということはあるかとは思いますが、多くは三者が合わさって協議をしているという事例にはなっているかと思えます。

行政がやるものを創造的協議ということにしない方が、民間の方も主体的により良いものを積極的に提案・推進していただけるのではないかと、ということを感じたいと思っていますので、イメージとしては16ページのほうに統一したほうがいいのではないかとと思えます。

○国吉委員 わかりました。そのあたり、16ページのほうのニュアンスを受けて、こちらのほうは書いたということですね。私はそれがいいと思いますが、一般的に皆さんが期待している、創造的協議というのは、横浜市の要綱行政でずっとやってきて、行政主体で民間の方と協議しながらやってきたという長い歴史があります。それをこれからはそれだけではなく、市民間のもも創造的協議というのだと言ったときに理解してもらえるかどうか、その辺も考えて使ったほうがいいかとは思えます。

それからもう一つは、ここに各事例が出ているわけですが、そのときに前半と後半など、わりと事業型のものと、市民が自らつくるもの、何かそういう別題を少し書いていったほうがわかりやすいかと。創造的協議とこの2つだけでは少しわかりにくいかと。

それと、大西委員さんがおっしゃったような、インフラの更新や人口減少などいろいろな側面に課題を抱えているわけですから、その項目をつくる必要はないとは思いますが、そのような課題が事例の中にいろいろと網羅されているというのが重要かと。あるいはプロジェクトについても、郊外の南万騎が原の事例もありましたが、例えば住宅地再生の、郊外のもを元気にするプロジェクトみたいなものが入っていることで全体のバランスもとれていくといえますか、郊外の人口減のところを強化しているというのにつながるわけです。人口減に対処してというのをここに書く必要はないですが、そういうところの取り組みなども行うことによって、全体としての、自分たちのところも含まれているビジョンだと思っていただけるようになるのです。ですから、例えば道路と何か整備した事例が少し一緒にあるとか、インフラについても何か、そこを見れば少し説明できるようなものにしてあげればいいという感じがします。事例の取り上げ方と、その説明の仕方によって、言葉の使い方によって相当違ってくると思えます。

それから先ほどの創造的協議のこの事例のところで、協議の良さみたいなものが書いていないと、事業主体の名前を書いても、この人たちがどういう協議をしているのか、どういうプロセスでこうなったみたいなことが書いていないと、ただ集まればいいのかみたいになってしまいます。少しだけでも何か、評価できる何か書いてあげたほうがいいという感じがしました。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。大西委員がおっしゃったことに関連しては、今の事業の中でも、表現の仕方によっては、そういうことが人口減少の抑止策になるのではないかと、公共事業とプラスでやったところをうまく書くとか、そういうことでうまく入れられそうです。

○梶山書記 例えば6ページの南万騎が原ですと、背景とか経緯、周辺環境、立地的特徴などに、例えば人口減少で若い世代がいないことが問題になっているという話や、広場の段差の解消も課題で、立地的な特性で分断しているところを解消したいというような背景を入れています。

あとポイントとしては、例えばこういったところがよかったかをなるべく見出しでわかるような形にしています。組織では、持続的にぎわいを創出するようなみなまきラボという組織をつくりましたということ、あと高低差を有効に活用して、逆に柵田状の形式の広場をつくったことなど、ポイントがわかるようにはしたいと思っています。ですが、中にはそこが字に埋もれてわかりづらいところもあるかもしれませんので、なるべくわかりやすいように。限られた事例の内容なので、細かいところまでは載せられないと思いますが、わかりづらい部分があるかもしれませんので、もう少し見え方とかを検討したいと思っています。

○西村部会長 もう一点の、創造的協議をどのように扱うかというのは結構重要な問題だと思います。確かに実践ガイドの方が創造的協議と市民主体だから、比較的メインのところに出てきて、それが今まで使っていた解釈よりもっと広げているとなると、うまく整理しておかないと誤解を招くという感じがします。難しい問題です。

○国吉委員 この事例は、企業も含めて、協働というニュアンスならわかりますが、創造的協議という、

企業間がやるのは協議と言うのかとか。協働でまとめれば、後ろの身近なヒント集も協働でいいのですが。
○西村部会長 協議と言うと行政とそれ以外の者が何か相談するという、事前協議とかという言い方が普通です。では、市民同士が話し合いをやっているのは協議と言うのかと。やっていて、それを行政がある形で位置づけたり、何らかの形で受けとめるところが協議ともいえるのかなという感じもします。

気持ちとしては創造的協議のほうが非常に横浜らしいので、それを表に出したいというのはすごくわかるわけですが、今のようなニュアンスが誤解をやや招きかねないとなると、創造的協議というのは、例えば実践ガイドの1のいろいろなところに出てくる非常に重要な概念ですが、頭に出さなくてもいいのかもしれませんが。何とかかんとかの協働による景観づくりなどとやると、プロジェクトベースです。でもそれはかなりの部分で創造的協議としてきちんと誘導されているわけではないですね。

○中津委員 でもそれは民と民の中でも入っていくという姿勢を示すわけでしょう。民と民の中にも行政が何らかの形で今後入っていくということを前提に言っていっていいんじゃないですか。

○西村部会長 何らかの形で位置づけるわけですよ。

○中津委員 そうです。ですから、窓口にいて協議をするというような今までの協議でなくて、民と民とか、何か別の主体の話し合いとか、インターディシプリンこの矢印のところは何らかの形で行政も関与していくということを前提でしゃべっているのでしょうか。

○梶山書記 そういった地域のことで議論する際に、事業者と事業者がやっている中で、当然、事業者さんのほうが必ずしも公共の参加を求めている場合にはどうするかというのはあると思いますが、公共側がぜひ入っていったほうがいいという場面は当然入って行って、一緒に協議していくという形にはなると思います。

○西村部会長 ここに挙がっている事例は全部、ある意味では行政がかなり関与しているということですか。それとも事業者が主体で、行政は協役みたいなところもあるということですか。

○梶山書記 今載っている事例は、景観制度に基づく協議をしているような北仲通北地区のパターンと、実際の事業は民間が主体で公共側と一緒に連携しているようなパターンと混じって入っています。ただ、行政が全く関与していない事例はありません。

○西村部会長 ですから、横浜市の側から見ると、これの全てのパターンは創造的協議であるとは言えるということですね。

○梶山書記 そうです。行政が関わっているという意味では当然、協議と言っても問題ないと思います。

○西村部会長 つまり、こういうものをやるわけだから、行政も責任を持っていいものにするという意味では、何らかの形で関わるのは当然であると。その関わり方はいろいろな濃淡があるだろうし、それを含めて全部、創造的協議として、行政が何らかの形で広い意味で誘導していくと。そう言っているのなら、そういう使い方もあると思います。

○国吉委員 そのときに、事前協議制度というものがあります。これは事前協議制度とは違う協議ですと説明し切れるかどうか。それが結構、誤解を生むのかなと。こういうのは全部協議しなければならないとなると、そういうふうな逆に持っていく。東口は事前協議したんだみたいな感じで、こういうプロジェクトも事前協議しなければだめかな、というような誤解を事業者が持つことを危惧しています。

○山田係長 創造的協議という言葉は16ページで言っていますが、景観協議地区といった制度ができたときに、それは創造的協議という今まで制度に基づかなくてやってきたものを1つの制度として基づかせたものが都市景観協議という、1つの創造的協議の仕組みであると。その事例として今回載せたのが8ページの北仲通北地区としてあります。それ以外の事例も、例えば道路を含む広場、①のみなまきひろばですと、道路を含むということで、当然、横浜市も協議に入ってくる場面もあります。そのときに、道路だからだめですというのではなくて、民間側も前向きな提案をしてもらって、横浜市行政も、管理が大変だからだめですと言うのは簡単ですが、もう少し前向きな議論をするということが創造的協議につながるのではないかと考えて載せているというのがあります。

③のたまプラーザ駅ですと、これは地区計画ですので、地区計画の制度という意味では行政も関わりますし、④のJR横浜駅西口の仮囲いですと、これこそ基本的に条例でだめだったものを、ではどうしたらオーケーにできるのだろうかというところで、屋外広告物審議会に諮るという行政側の前向きな創造的協議の姿勢があるからこそできた事例だと思いますので、そういった意味で載せているということですね。

○国吉委員 わかりました。そうしたら、先ほど中津先生がおっしゃったような、重要な系譜の中に出てくるわけです。横浜市は民間と硬直的な対応ではなくて、創造的に議論しながら高めてきたというのがあって、創造的協議としていると。ですから、創造的協議も、事前は行政手続上のそういったものでしたが、民間間

士が行ってどんどん進めていく時代になってきて、創造的協議の取り組みが広がってきていると。それで、行政手続上の創造的協議のほかに、民間同士のこういった協議もどんどん増えてきていることがどこかで謳われていて、これが今後展開していくということがどこかに定義づけられてあると、わかりやすいと感じました。

○西村部会長 それを一応言っているのが16ページです。

○国吉委員 ですから、断片的に見るとそのように思ってしまう。

○中津委員 今の説明はわかりやすく、プロセスよりむしろアウトプットの話をしているわけです。どのようなプロセスを経るかよりも、通常だめでしょうということをオーケーにするために、スクラップでいろいろな議論をし、それをサポートしますという話なのです。ですから、通常、道路などはだめでしょうと言ってしまったものを、どのように実現するか、そのために誰を巻き込めばいいかというコーディネートで化学反応させるみたいなことなのです。ですから、むしろアウトプットのイメージを先に何か表現したほうがわかりやすい気がしました。

○山田係長 必ずしもダメなものをよくするだけではなくて、1つの仕組みの中でというのはもちろんあります。

○西村部会長 多分おっしゃりたいのは、創造的協議は非常に横浜らしいので、このところをきちんと位置づけて、もう少し広げて、こういうのは大事だということを全国に向かって発信するということでしょうか。協働のまちづくりは日本中やっているの、仲よくやりましょう、みたいな話になってしまいますから。ですから、今おっしゃったようなアウトプットについて、今までできなかったものもやることもある種、創造的なので、そこもやっているということが言いたいということですよ。

○中津委員 市民からすると、そちらのほうが伝わりやすいですね。

○西村部会長 ですから、多分この本編の16ページからある、景観づくりの系譜はまさにそういう歴史が書いてあって、それが18ページの最後で、一応きちんと定義はしてあるのですが、創造的まちづくりまできちんと行っているのだと書いてあって、それをうまくいろいろなところの表現にも使っていくと。ここで言うのは本当に横浜の景観づくりの到達点なのだ、今までの努力も反映して1つの言葉で言うとうこういう言葉になるのだという、わかったとなりますよね。

○国吉委員 わかりました。今、中津先生がおっしゃったように、民間のいろいろな事業でも、非常に横浜を魅力的に高めていく創造的な行為として評価して、行政が後押しするという、例えばそういう事例として少し書いてあげるとか。そういう表現をすると、ただ民間が集まればいいというのではなくて、それが創造的にやっていて、そういうものが増えてきたと。そのような位置づけをしてフォローするとか、そういう感じが出てくるといいと思います。

○中津委員 あくまでもアウトプットは市民の幸せに向けて、実現すべき像が具体的なものとしてあって、そのために今までいろいろな、入っていなかった主体みたいなものも制度上巻き込みながら、それを具現化するためにいろいろなシステムを臨機応変に変えていくとか、入れていくということが創造的なのだと思います。アウトプットを明確に市民の幸せのために、街をこうするためにはとか、そういうのが何か欲しいという気がしました。

○西村部会長 なるほど。少なくともそれぞれの事例というのはアウトプットなので、うまくそのところにつなげられると思います。

○国吉委員 創造的協議だけでセミナーを開くと非常におもしろいです。

○西村部会長 歴史的にどうなのか、確かにおもしろいです。

○国吉委員 いろいろな事例を。

○西村部会長 最近はやりの協働というものを少し否定して、ふっ飛ばして、もっと先だと言ってしまうというのも確かにあれかもしれないです。でも、この言葉にこだわるというのは横浜市の姿勢として確かにわかります。

○中津委員 そういう言葉のインデックスみたいなものがあつたほうがいいのかと。この中にどんどんちりばめられて、いろいろと説明しているのはよくわかりますが、何か取りまとめて50文字ぐらいでどこかにぱつぱつと、創造的協議はなどと最後のほうに載るとか。こちら側の事例集なら最後のほうに、相談しに行くのはこの部署とか、制度はこんなものがありますという表があつたりするわけですが、もう少し言葉の説明のインデックスがあつてもいいという気が少しします。

○梶山書記 今16ページに載せている、一応インデックスとして入れたつもりでしたが、今のご指摘を踏まえて、もう少し過去からの系譜なども含めて、今このような状況のものも含めて、創造的協議であるという

ことがわかるような形でのインデックスを整理するという形にはしたいと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。いずれにしても、14ページから16ページの景観づくりの系譜のところは若干ビジュアルに変えてもらうということで、例えばその中でフットノートをつけるとか、少し工夫もできるかと思います。大変な作業にならないぐらいで頑張ってくださいということにしたいと思います。

○鈴木委員 23ページに「景観ビジョンの改定」とありますが、こちらの改定は、10年経ったので改定するというので、これから新しいものをつくるのですが、次もまた10年後ぐらいに改定するという意味で考えてよろしいですか。

○梶山書記 一応23ページ、1の「景観ビジョンの改定」の最後の段落の「目標年次を概ね2040年と定めま

す」というところです。今回10年ということで改定させていただきました。その大きな理由としましては、もともとこの景観ビジョンがつけられたときに、まだ景観制度が完全にきちんとしていない状況で、当初5カ年で景観計画とか景観制度によるいろいろな制度をつくり出すという短期計画も入ったビジョンでありました。それから10年たちまして、ほぼ当時の目標は達成できたという中で、新たに今運用している中での課題とか、10年経った中での改定すべき点もあることを踏まえて、今回検討しています。実際、この景観ビジョン自体がそのような意味で使われていたのですが、10年経った今、皆さんが立ち返ることが少なくなっていた部分もありました。そこで、新たな景観ビジョンでは、先ほど言った実践ガイドなども含めて、もう少し活用されることも意識して改定しています。ですが、今回の場合、前回とは違いまして、短期計画が特に載っているわけではなく、必ずしも10年でやらなければいけないわけでもありません。大きな方向性がすごく変わるというところがあればまた改定する必要はあると思いますが、それほどそのような想定はしておりませんので、一応20年程度を目標としまして、もし改定が必要であれば改定をしていくという形にはしたいと思っています。

○鈴木委員 わかりました。あと20年後といいますが、大分また時代が変わってくると思います。例えばこちらのいろいろな事例を拝見しても、超高齢化社会に対応した事例というものがないでしょう。例えば、シルバー世代をもう少し意識した記述もどこかに。景観も、例えばシルバー世代になると、景観は見た目の美しさとかそういうものも大事ですが、安全とか、例えばバリアフリーなどがすごく重要になってくるのです。幾らきれいな建物があっても、もうそこに行けないとか、そこで大きな商業施設があっても、そこを歩くのが大変になってしまうという方たちはいっぱいいるのです。

若い世代を取り込むと今までアピールしてきましたが、ずっとそういう時代が続いていきましたが、これからはもう変わってくるので、シルバー世代も意識したような景観づくりと、それはそれで1つの大きなテーマになってしましますが、そういうものも少し中に反映していると。例えばそういう事例はまだないのかもしれないかもしれませんが、20年後ぐらいになると相当深刻な問題になると思っていて、そんなことも少し触れる、または事例はないと思いますが、これからはそういうものも重要な案件になってくるかと思っています。私は足が不自由になった部分が少しだけありまして、そうすると行きたいところにも行けなくなるとか、すごくそのように感じているのです。

○西村部会長 事例を新たに起こすのは難しいかもしれませんが、今の幾つかの事例の中に、バリアフリーや高齢化などという問題のことはできそうです。

○中津委員 実は、今言われてふと気づきましたが、地域まちづくり課や社会福祉系、こども青少年局などの部局でこういうものをそれなりにつくっていますよね。全てを景観でという話にならないのであれば、今の話もそういうところとの連携というか、こういうことに関してはあそこのあるところというように、何か他部局の冊子のプロモートみたいなものも入っているのではないかと思います。

○梶山書記 実はそのようなことを他部署でまとめているサイトがありまして、実際は市民活動をやっている市民局、あと地域まちづくりをやっている地域まちづくり課というところがあります。ここに細かくは載せていませんが、個別の部署にご相談くださいというところに行きますと、個別のいろいろな制度があります、そのような地域まちづくり課のほうでやっている事例のご紹介、そのようなものが大量に実際はあります。ただ、ここにそのようなものを全部載せてしまうと少しわかりづらくなってしまいうということもあるので、そこに行き着くために、そのようなことをご紹介している窓口はきちんと紹介しまして、そちらのほうから行けるような形にはしたいと思っています。

○中津委員 制度と部局はこちらに入ったりしますが、冊子です。

○嶋田書記 中津委員のおっしゃった、例えば39ページに絵柄だけ出ています。

○中津委員 これはわかりますが、もっといろいろな局があるのではないかと。

○嶋田書記 都市整備局内では比較的、福祉と連携してやっている部署が地域まちづくり課で、この白書の

中には福祉的な取り組みも含めて事例をご紹介します。ハード系の話と絡んだ例ではありますが、そういうイメージで、もし他で少し具体的な案内ができるようなことができるかどうか。なるべくやっていったほうが良いということだろうと思いますので、それは連携してやりたいと思います。

○山田係長 実際、私も区役所にいたことがあります、地域の皆様の課題はいろいろとありまして、例えば景観に関する課題だと思ってご相談されてきた方も、実はそれは福祉に関する課題が根本にあったりします。相談者さんもどこに、何の制度を活用したらいいかわからずに相談されることが多いので、そのようなことはまず区役所なりどこでもいいので、まずは窓口にご相談に来ていただくことが第一だと思います。その中で、行政の中で連携していくということを今回、景観ビジョンでも謳っています。景観ビジョンの中では実は、景観に直接関係していないことから景観につながる課題があるので、その横連携をしていきますといったことを第4章で書いておりますので、そのような中で拾っていくということを考えています。

ですから、まずは窓口に来ていただき、こういった課題であればこちらの部署でと。その部署で、こういう冊子をぜひ読んでくださいとか、そのようなご案内の方法を想定したつくりにしたつもりです。

○西村部会長 現実20年、長期計画なので、あまり細かいことを書くと10年先には制度が変わってしまっていることもあるかもしれないし、もっといい刊行物も出ているかもしれないので、その意味で言うと、窓口が割ときちんとしていれば、そこから最新の情報が得られるという仕組みにするということですか。

○梶山書記 追加で、本編自体は基本的に先ほど言った20年ぐらいを想定していますが、実践ガイドとかにつきましては、必要であればまた追加していくことはできると思いますので、そこら辺は適宜対応、いい事例があればそのようなものを入れていくことはしていきたいと思っています。

○西村部会長 実践ガイドがもう少しフリークエントに変えられるのであれば、今のようなことで、今の時点で入れられるものは入れていたほうが良いかもしれません。随分先になると、外国人の比率も増えるでしょうから、きっと全然違う課題になってしまいますね。

○中津委員 これはあまり重要でない可能性があります、この後ろに制度と部署の名前が出ていますが、最近、大学に飛び込みで電話がかかってくるのが多くて、どういう大学がどんなことをしているとか、何かそういうものを入れることは難しいですか。例えば万騎が原のところで横浜国立とありますが、黄金町のところで市大が出ていないとか。むしろ住民の人たちは、役所に行くだけでなく、来られると困るといえば困るのですが、大学ももっと使っているのではないかと思います、関係ないですか。

○梶山書記 大学との連携は非常にこれから重要なテーマだと思っておりまして、そういう意味では連携してうまく役割分担してやっていきたいと思っていますが、整理をこの景観ビジョンだけでやるというのは相当難しいと思います。根本的にどのように連携をやっていくかみたいなどころについては関連部署とも議論して、少なくとも私どもが理解している大学の連携先みたいなものはきちんと把握して、直接そういうご相談があったときは関連する大学をご案内できる形にはしたいと思っています。

○西村部会長 大学も人が変わってしまうと全然違うことをやっているかもしれませんし、工夫してください。

○大西委員 これは意見というよりもお尋ねですが、最近、空き家が非常に増えているとか、所有者が不明な不動産が増えているとか、こういう景観などにも、その地域できれいにしようというときに非常に大きな問題になってしまうと思うのですが、そういう問題が出たときに横浜市さんとして何か、それこそ先ほどの協議ではないですが、相談に乗ってくれるとか、指導してくれるとか、そういう部署はありますか。

○梶山書記 基本的に先ほど言った区のまちづくりという形でいきますと、空き家問題とかそのようなことも含めて、まず区役所のまちづくり担当にご相談いただく形にはなっています。そのほかに空き家の対策とかそのようなことは、建築局でもそのような部署で検討しているところもありますので、そのような局も入りながら一緒に検討していくと。当然、地域まちづくり課の中で空き家対策とかそのようなところと一緒にやっていくと、かなりそこから景観に来るところについてはこちらのエリア担当の部署も一緒にやっていくということもありますので、実際ご相談していただければ、いろいろな対応ということで今も検討しているところもございます。

○大西委員 横浜市さんなどの場合、そういうケースは少ないと思いますが、地方に行くと、例えば相続しても固定資産税などを払いたくないから名義変更しないとか、一代ぐらいの相続ならまだ追いやがりますが、二代目、三代目になってくるともうとても追いかけれないとか、そういうケースもふえつつあるという話も聞いています。法的にも非常に難しい部分があるかと思いますが。

○梶山書記 恐らく空き家対策につきましては、全国いろいろと問題になっておりまして、多分、国でもいろいろ制度を変えたり、あわせてやっていく形になると思います。ですので、横浜市のほうも国の制度

や横浜市の制度も含めて、制度の検証もしながら一緒にやっていくということで、すぐに解決策が見えるところはありますが、相談窓口としてきちんとそのような形でご相談に乗ってやっていくことはできると思います。

○堀田書記 少し補足しますが、空き家対策については、建築局が昨年度から民間デベロッパーとたくさんコンソーシアムを組んでいろいろな検討をし始めていて、対策を始めようということになっていますが、横浜市の場合、空き家の属性が結構難しく、例えば高額所得者がセカンドハウスを持って、そこは貸さないのでそのままずっと持っているというケースも結構実はあります。ですから、地方における空き家と横浜に起きている空き家というものの自体が完全にリンクするかというと、そうでもないことがあります。例えば、田園都市線沿線で、セカンドハウスを買われる方というのは、ももとの一軒家を残してマンションに移り住んで、そこは多分、例えばお子さんが帰ってくる時まで残しておこうみたいな形で、誰にも貸さない空き家もあります。ですから、そういった属性もきちんと調べないと、単なる空き家という枠組みで処理していくのは難しいということもありまして、その辺は本当にこれからしっかりと研究しなければいけない。すぐ対策を打たなければいけないものもありますが、そのようなものを長期で考えると、対策もしっかりと取り組んでいかなければいけないということ自体は、都市整備局も含めて一緒にやっっていくということになってはいます。

また、所有者不明土地の話がありましたが、これは所管が今、多分、財政局になるだろうということで、特に土地の管理をしているところがいいだろうということでやっていますが、横浜市の場合、所有者不明の土地というのはあまりありません。要するに、イコール税金を払っているか、払っていないかということになります。不明なところは山林が結構多いのです。要するに小さくて、ほとんど徴収しても経費がかかってしまうようなところは、税金の徴収に行かないのです。市街地の部分については、所有者不明土地はほとんどないだろうと考えておりますが、いずれにしても対策は今後、長期にわたっては考えていかなければいけないものではありますので、景観面とどこにリンクしていくのかというのはありますが、そこはしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○大西委員 ありがとうございます。

○国吉委員 参考に言いますと、私は横須賀の市議会の委員をやっていますが、横須賀では都市部の中に空き家対策を設けると言っていて、そのような困った問題の相談から空き家を利用して県立福祉大学の学生たちのカリキュラムに組み込んで、そこに学生たちを住ませて地域の活性化を図る、事業を市がフォローするとか、その両面で一括して一応、窓口になるみたいなことをやっています。

○鈴木委員 今の空き家のことで思ったのですが、身近な景観づくりのこのヒント集のほうに、住宅地の景観のものは載っていませんよね。住宅地というのも相当大きいと思うのですが、例えば不動産屋などで、自分の家はすごくきれいにしているのですが、隣がもう本当に空き家みたいにぼろぼろになってしまって、それを売ろうとしたときに、その物件自体はすごく気に入ったのだけど、隣が悪いので買わないとかということも結構あるらしいのです。横浜は1つ、いい住宅地というイメージがありますよね。ですから、そういうことで、住宅地の事例が少し欲しかったと思いました。

事例集のほうはいろいろと、割と短期間でまた改正とかができる場合があるので、今回あれでもいいとは思いますが、住宅地も1つの大事な景観なので。

○国吉委員 それは本編のほうにということですか。

○鈴木委員 本編というか、事例集のほうにあったほうがわかりやすいのではないかと思います。住宅地は一般市民の方が何か、取り組もうみたいな感じになると思いますので、こちらも住宅地はこの本編のほうでもあります。本編のほうで住宅地というと、郊外住宅地とかいろいろなところから出てきますから、地域によって特性があるのでということですが、住宅地として共通するものがあると思うのです。何か大きなプロジェクトとか、ポイント的な景観をつくるとか、そういうのではなくて、住宅地の普通に調和があるような街並みというのもすごく必要な資産だと思いますので、それも少し入れたほうがいいかと思います。

○梶山書記 まず事例のところ、住宅地を対象としたものというところでききますと、例えば事例集の22ページ、①の地域のシンボルの左近山、これは団地の計画の中での事業を載せております。あと、24ページの③「地域コミュニティを刺激する」のカサコ、これは西区にある戸建て住宅街ですが、そういったところの事例で、いろいろと地域で空き家問題とか人口減少の対応、特にカサコでは、いろいろな多国籍の方がいらっしゃるようなエリアで、そのようなところでの対応とかを載せています。住宅地は当然、対象の事例として載せていきたいというところで一応、載せさせていただいているというのはございます。

先ほど多分、鈴木委員がおっしゃられたのは、例えば住宅地の景観をよくするという意味で、事例として

	<p>は景観協定や建築協定などが該当するかと思います。こちらも事例として載せることも考えましたが、一方で建築協定とかですと、空き家とかそういったものが進む中で、昔に厳しい基準を定めていたものが、それによって逆に空き家とかが進んでしまったりして、再度どのようなものかということはかなり見直しているエリアが多くあります。そのようなところで載せ方も難しいというところがあり、今回は事例としては載せなかったということがございます。</p> <p>○西村部会長 ありがとうございます。類型の中にはあるので、一言二言書けるかもしれないです。</p> <p>確認ですが、この資料1-2に前回議論、修正状況とありますが、これは先ほどの説明で一応反映したということですね。</p> <p>創造的協議や10のポイントなど、幾つか若干加筆できる箇所はあるかと思います。全体としては大枠はこういうことでいいのではないかとというのが皆さんのご意見だったと思いますので、今日の意見をもとに若干の訂正をさせていただいて、都市美対策審議会の親会にかけると。その後、市民意見募集がありまして、また大きな意見が出てきたら、そのときまたご相談するということになるかと思います。今年度中にはうまくスタートさせたいということですね。</p> <p>前回の平成18年の景観ビジョンは29ページですが、今回の本編は83ページで、実践ガイドも入れると122ページになるので、ほぼ9倍から10倍というすごいことになっていますが、それだけ長くかけてやっていただいたということだと思います。</p> <p>○西村部会長 それでは、本日の審議内容について事務局から確認をお願いしたいと思います。</p> <p>○梶山書記 ありがとうございます。本日ご審議いただきました内容の確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>景観ビジョン全体としてさまざまなご意見をいただきました。特に創造的協議につきましては、今までの協議がどのようなもので、今考えている創造的協議はどのようなものかということをきちんと説明したほうがいいのかということもありました。あと、実践編との関係性でもう少しわかりやすくした方がいいというご意見とか、細かい部分も含めていろいろご指摘いただきましたので、7月の今度の親会までに直せる範囲で修正させていただいたものを提案させていただきたいと思っております。あと、詳細な内容につきましては、議事録の確認をもって審議内容の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の議事録につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録について、あらかじめ指定した者の確認を得た上で、それを閲覧に供することになっております。議事録は部会長の確認を得ることとさせていただきたいと思えます。</p> <p>○西村部会長 わかりました。それでは、次回の都市美対策審議会の開催について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○梶山書記 次回の政策検討部会の開催につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、基本的には市民意見募集をした中で、大きな変更等がありましたら調整させていただくということにしたいと思っております。</p> <p>なお、親会につきましては、7月13日の9時半からを予定しておりますので、そちらでまたご審議いただければと思っております。</p> <p>閉 会</p>
資料	<p>資料1：横浜市景観ビジョンの改定について</p> <p>資料2：第16回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回開催の日程等は、別途個別に日程調整する。